

七月廿七日

輝元 在判

備前中納言

秀家 在判

羽柴肥前守殿

御宿所

(本文書は模寫に據る。一に去年を去々年に作るものあるは非なるべし。)

七月廿九日。豊臣氏の奉行等、眞田昌幸に、前田利長の陽に東軍と絶つ能はざることを報す。

【眞田家文書】

二二一六

態可申入處、好便之條令啓候。去年已來内府被背御置目、上卷之誓紙を被違、恣ニ働條々一書先度進之候。相違候哉。殊更今度景勝可被相果儀、不謂旨様々理申候へ共、無同心下向候。如此一人宛被相果候ては、秀頼様可被取立儀ニあらず候ニ付て、各申談、西之丸之留守居追出、伏見ニ有之留守居爲可討果、堀際まで取詰、築山を申付、大筒石火矢ニて責詰候。急度可爲落居候。大坂之

事西の丸へ輝元被移、長大・徳善・増右丸々へ移り、何も

日本國之諸侍妻子番等堅申付、其上ニ人質を取置候。美

濃・伊勢手先之城々へは加勢を入、自身之事ハ不及申、家

老まで人質を相卜申候。九州・西國、北國一遍ニ申談候。但

羽肥州は、老母人質ニ出候間、先引切候事迷惑之由内儀之

理ニ候。關東へ罷立候衆、妻子人質も堅召置候間、不可

有異儀敷。(下略)

七月廿九日

長大 正家 在判

増右

長盛 在判

徳善

玄以 在判

眞田安房守殿

御宿所

【眞田家文書】

二二一七

一、羽肥前儀も、對公儀毛頭無疎意覺悟ニ候。雖然老

母江戸へ遣候間、内府へ無疎略分之體ニ先いたし候間、

連々公儀如在存候條、各御得心候而給候へとの申され

分ニ候事。(前後略)

七月晦日

石田成 在判

眞房州

御報

(第二通は三十日附なれども、今之を附載す。)

七月三十日。前田利長、高島定吉に、その送附

したる鐵炮等を領收したることを告ぐ。

【高島文書】

二二一八

如申遣、代物百貫并鉄桶十廷被指越候。尙更用事追々可

申遣候。此方無替事、番所も漸出來候。恐々謹言。

七月晦日

前田利長 在判

高島石見守殿

七月。前田利長、富田重政に、その知行を増加すべきことを約す。

【拾遺温故雜帖】

二二一九

尙々よ人にさたむやう候。がいぢんをだいたし可申候。

ぢんよふい出來候や、うけたまわりたく候。あければ其方

へかぞういたし可申と存候所ニ、出陣きうニ候つるゆへ、

おそなり候。がいぢんをだいたし越中ひ見・川上にて、一ま

ん石のそ寸をたし可申候。内々其心へ候べく候と。

とだ下づけ

參

(この文書は日附を缺けども、七月上旬頃のものと

るべし。)

八月二日。前田利長、その馬廻組頭の遵守すべ

き置目を定む。

【北徼遺文】

二二二〇

馬廻置目

一、武者押之次第、組頭之馬之次々へ乗可申候。自然私之用事有之など、申、跡先へ乗、一所ニ無之者可爲曲